

令和5年第3回浅川町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和5年6月28日（水曜日）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第27号 浅川町立浅川中学校校舎新築工事請負契約について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	富 永 勉 君	2番	菅 野 朝 興 君
3番	兼 子 長 一 君	4番	会 田 哲 男 君
5番	木 田 治 喜 君	6番	岡 部 宗 寿 君
7番	渡 辺 幸 雄 君	8番	須 藤 浩 二 君
9番	上 野 信 直 君	10番	角 田 勝 君
11番	金 成 英 起 君	12番	水 野 秀 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	江 田 文 男 君	副 町 長	小 池 大 介 君
教 育 長	真 田 秀 男 君	総 務 課 長	生 田 目 源 寿 君
企画商工課長	我 妻 悌 君	農 政 課 長	坂 本 克 幸 君
建設水道課長	生 田 目 聡 君	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	我 妻 美 幸 君
保健福祉課長	佐 川 建 治 君	住 民 課 長	関 根 恵 美 子 君
教 育 課 長	高 野 喜 寛 君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田 子 広 子 主 査 遠 藤 史 貴

開会 午前 9時00分

◎議長開会挨拶

○議長（水野秀一君） 改めまして、おはようございます。

令和5年第3回浅川町議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ともに何かとご多忙の折、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本臨時会に町長から提出された議案は、浅川町立浅川中学校校舎新築工事請負契約についての1件となっております。

議員の皆様におかれましては、議案内容をよくご理解され、慎重なる審議と円滑な議事運営をお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

◎町長招集挨拶

○議会事務局長（田子広子君） 町長、招集に当たっての挨拶。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

〔町長 江田文男君登壇〕

○町長（江田文男君） 皆さん、改めておはようございます。

令和5年第3回臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には全員ご出席をいただき、誠にご苦労さまです。

議案等は、ただいま議長から説明があったとおりで、請負契約の締結を提案しております。

慎重審議くださいますことをお願い申し上げます。

以上です。

◎開会及び開議の宣告

○議長（水野秀一君） 暑い方は、上着を脱いでも結構です。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第3回浅川町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（水野秀一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、

1番 富 永 勉 君

2番 菅 野 朝 興 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（水野秀一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期及び日程については本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

議案については事前に配付されておりますので、会議規則第38条に基づき朗読を省略いたします。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第3、議案第27号 浅川町立浅川中学校校舎新築工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、昭和53年3月と12月に建築され、築45年が経過し、建物の老朽化を総合的に評価する耐力度調査におきましても、構造上危険な建物との判定になりました、浅川町立浅川中学校の校舎新築工事に伴い、請負契約を締結するためのものです。

本契約につきましては、5月23日付で地域要件や総合評定値など、一定の条件を付した条件付一般競争入札として公告し、6月2日までの入札参加申請受付の結果、7者から申請がありましたが、その後、1者の辞退申出があったため、6者による入札を6月19日に執行し、棚倉町の藤田建設工業株式会社が14億1,790万円で落札したため、6月21日付で仮契約を締結いたしました。

なお、同社を契約の相手方としたいため、地方自治法第96条第1項第5号及び浅川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議いただきたいと思ひます。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは、補足説明をいたします。

教育課資料1をご覧ください。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑をお受けします。

質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 幾つか質問いたします。

1つは、工期が完成が来年の8月30日と、こういうふうになっております。ここにいくまでの主な工期、例えば基礎工事はいつまでとか、あるいはその他のことについて、工期予定はどういうふうになっているのか、大筋で結構でございますのでお願いしたいと思ひんです。

それから、2つ目には、やはり騒音対策です。これは、この図面でも、本当に俗な言い方でくつついているような状況でありますから、元の校舎と。この間に、どういふ騒音防止のための対策を取っておるのか、設計図にあると思ひんであります。防音の壁とか、あるいは防音のそういう対策、そのことであります。

それから、3つ目には、南側の桜についてはこれはそのまま、西側のほうについて伐採ということはありますけれども、南側に、東側までずっとある桜についてはそのまま置くのでありますか。

最後に、この資格要件の中で、いわゆるそれぞれ条件を満たしている者ということですから、浅川町では高田工業株式会社という業者だけだったということで、いわゆるJVと言うんですか、企業体を組んでやるという、そういうことはなかったわけでありませう。その点もお伺ひしておきたいと思ひます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは、お答えいたします。

まず、工期の関係なんですが、8月30日までの予定ということですが、現在、まだ仮契約という形になってございます。今回の議決ということで、議決をいただいた後に、詳細な打合せ、それから工程管理等、そういったところも含めて実施していくような形になりますので、詳細な基礎をいつまでとかというような工程の打合せまでには、現在至っていないところでございます。

それから、2点目でございますが、騒音対策につきましては、以前の議会全員協議会等でもお話したとおり、防音シート、こちらのほうをぐるっと回して騒音対策をするような形を考えてございます。それから、中学校の例えばテストですとか、そういったところに影響がないように、工程管理、打合せをしながら学校の授業等、影響しないような形で騒音対策をしたいというふうを考えております。それから、施工の中でも騒音が

大きくなるようなものについては、できるだけ現場ではなくて工場内のできるものなど、そういったものを対応していただき、騒音対策、できる限り影響がないような形で対応はしたいというふうに考えてございます。

それから3点目、南側の桜なんですが、南側の桜については基本的に伐採等、いじる予定はしてございません。

それから、4点目ですが、今回のJV等がなかったのかということですが、JVとしてのお申込みはございませんでした。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

いわゆる工期の日程については、議決後に詳しく打合せをしてやりたいということですが、その中で、特に騒音対策という意味も含めて、夏休みの工事の計画、これは私、非常に騒音対策の面で大きなウェイトを占めるのではないのかなど。あるいは5月の連休とか、こういうところに、今は建設業のみならず、土曜日曜休みというような週2日休みというようなことが言われておまして、こういう点からして、できれば連休とか休み、そういう日を使って音の出るような仕事をやってほしいという、そういうことをぜひ、これから打合せをするわけですから、その点で日程を組んでもらうように申入れをしながら協議をしていただきたいなというふうに思います。

それから、防音シートというのは、どの程度防音になるのか、例えば厚さとか、そのシートの質というんですか、どういう形のものが使われるのか、私、ちょっと説明を願いたいと思うんです。やっぱり高さなんか、かなり建築になってくるに従って高くするのか、あるいは最初から、もうきちっとした防音対策を、高さを確保しながらつくってしまうのか、そういうことなどについても今後の打合せだということだと思うんですけれども、ぜひ支障のないような形で対策を講じてほしいということでもあります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

1点目なんですが、騒音対策も含めて夏休みや連休、そういったものを活用してというような打合せということでございますので、本来であれば議員さんがおっしゃるとおり週休土日、そういったところの休みをきちんと取った上での工事の施工という形になろうかと思いますが、そういったやはり学校と近接しての工事という形になりますので、打合せの中でそういった対応が可能かどうかも含めて、きちんと学校の授業に影響がないような形で、できるだけ配慮した対応はしていきたいというふうに考えてございます。

なお、敷地造成工事のほうも現在進めておりますけれども、その中でも学校と打合せをしながら、テストの期間は、その時間帯は工事をしないなど、そういった対策は取りながら現在も工事は進めているところでございます。

それから、2つ目の防音シートということでございますけれども、基本的には特定建設工事の作業をする際には、敷地境界での85デシベルを超えないことというような基本的な決まりがございますので、まずそのところで基本的な対策を取るような形になります。さらに、新築する校舎の周り全体、建物の上部までという形

になりますけれども、工事の上にながっていく施工の状況に併せて防音シートを全て囲っていくという対策を取るという形になっております。防音シートでございますので、パネルの硬いものではなくて、シート状で音を防ぐような、そういったものになってございます。

なお、防音シートによって、騒音対策につきましては一定程度デシベルが下がるというような対策を取るといようなことになってございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（水野秀一君） そのほかに質疑ありませんか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 教育課資料1の入札結果報告書についてお伺いいたします。

最低制限価格が記入がないのですが、それは最低制限価格を下回った入札がないから入らないのか、最初から最低価格が設定されていないのか、その点お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

最低制限価格につきましては、今回、工事の請負契約に係る最低制限価格算出要領に基づき最低制限価格というものを設定することになりますけれども、この要領におきまして、町が指名競争入札により建設工事等の請負契約を締結しようとする場合においてという形になっておりまして、今回の工事につきましては条件付一般競争入札により実施することですので、最低制限価格につきましては設定しませんでした。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 浅川町で初めて、指名競争入札ではなくて、条件付の一般競争入札という新しい制度を導入して取り組んだということで、担当課も大変な苦勞をされたというふうに思うんですけども、その成果が、今回の予定価格よりも1億8,000万円近く安い価格で契約が結ばれるということになったというふうに思うんですけども、この結果について、町長どういふふうにお考えですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 最低制限価格を設けませんでした。それで、本当に1億8,000万円が予定より安くなったというのは、大変私もうれしく思っております。もし、このお金で、何か学校関係の備品とか購入できれば、本当によかったなとは思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「はい、いいです」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかにありますか。

4番、会田哲男君。

○4番(会田哲男君) ちょっと私、この図面を見て、ちょっと先走ったことをお伺いしたいと思います。

教育課資料5、これは将来的には小学校を持ってくるといふようなことだと思うんですが、小学校持ってきたときに、遊び場等はどのようにする、グラウンドとか、それはどのような方向で考えているか、ちょっとお伺いしたいと思います、ちょっと先走ったことをお聞きします。

○議長(水野秀一君) 4番、会田哲男君、ちょっと、本題とはなじまないような気がするんですが、その辺、今日の本題とは。

○4番(会田哲男君) いや、この図面見たから、本題とは違いますか。分かりました、じゃ取り下げます。

○議長(水野秀一君) ほかに質疑ありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番(木田治喜君) 今、上野議員からもありましたように、ここまでいくには大変なご苦労があったということだけは、まず最初に述べさせていただきたい。教育課はじめ、関係の皆さんがご苦労なされたというふうに思っています。

それで、私もあんまり条件付一般競争入札というのは、なじみがない方式なものですから、本当に基本的なところで、先ほど教育課長のほうから一応説明は受けたのですが、何点かその中で質問がありますので、ちょっと参考のためということも踏まえてお答え願いたいというふうに思うんですが、この条件付一般競争入札は総合評価方式ではなく、その入り口のところで参加資格を算定するので、評価はそこで1回終わって、次はもう価格だけの評価ということでもよろしいのでしょうか。総合評価ではないということでもよろしいかどうかというのだけ確認させてください。

それから、もう一つが公告第14号における2番目に入札参加資格要件ということで、5、6年度の浅川入札参加資格というのがございます。この浅川町の参加入札資格のある会社は何者ぐらいあったのか、参考のためお聞きしたいと思います。

それから、公告の中の11番目に落札者の決定方法という欄がございます。例えばですよ、これは万に一つもないんだと思うんですが、例えば最低入札価格が複数いた場合、どういうふうな決定方法をもってするのか、ここの欄がちょっと欠けているような気がしたんですが、これは町としてはどういうふうに考えていますか。それをちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

それから、最後になるんですが、建設費、確かに今、町長さんからもありましたように、12億8,900万、予定より大分下がった数字、1億8,000万ほど下がったと、万歳、万歳ということなんでしょうが、ということは、我々がずっと一連の、令和3年ぐらいからずっといろんな場面場面で報告受けたり、これはどうなんですかねということで議論もさせてもらった中で、その建設、建築の本体金額、一番先、令和3年2月に全員協議会のときには、小・中を一遍に建てるということで、28億かかるんだということで報告受けています。それで、令和4年1月に検討委員会の調査報告書の中で、土地と建物、什器、その他を含んで15億7,800万かかるんだということで、これも報告受けています。それで以前に、多分、教育課長、覚えているかどうかは分かりませんが、建築だけ、中学校建築の本体金額は幾らでしょうかねと多分問合せしていると思うんですが、私、そのところ、ちょっとうっかりしてしまっていて、連絡受けたかどうかということもちょっと確認できていなかったん

ですが、もし分かるのであれば今お答え願いたい。

それから、令和5年2月に全員協議会で16億3,000万かかるんだということで、これも書面で参考資料で頂いています。それで今回、入札確定額が12億8,900万ということで、例えば物価高騰の折、それが高騰が15%ぐらいだと推測すると、昔に戻れば11億何がしてできると、中学校が。これ本当にそんなに安いあれだったのかなと、12億8,900万。こっちの資料でも先ほど矢祭の小学校のやつがありました。それと12億、この当時、大分古いんですけども平成26年、建築面積も2,900ということで、浅川町の中学校とは規模が違うんですけども、それにしても12億8,000何がして本当に大丈夫なのか、本当はもう少し安くできたのかどうか、その辺のことが私、ちょっと分からないんですが、時系列に見てどのような考えを持っているか、ちょっとそれをお尋ねしたいというふうに思っています。よろしくお願います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これは最低金額を設けない入札でありました。それで、たとえ幾らで取ろうと、建築会社は、業者はできる金額で金額を提示しておりますから、私たちが、もし高かろうが安かろうが、それは決めるのは業者だと思っておりますので、まずは私はこの金額が町にとってはよかったなと思っております。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

何点かございますので、まず1点目ですが、総合評価方式ではございません。

2点目ですが、こちらのほうは浅川町の参加資格、何者あるのかということですので、こちらのほうはいろいろと工事種別によって変わってきておりますので、ちょっと手元に資料がございませんのでお答えはできませんが、今回の福島県の登録、Aランクということの条件をつけていますけれども、福島県全体のAランクですと130者ほどございます。ただ、こちらのほうも福島県には登録していますが、浅川町には登録していない、場合によっては浅川町で登録しているけれども福島県には登録していないと、そういったところもございまして、一概には全て合致しているかということ、そうではないというような形になってございます。なお、130者というのは、あくまでも建築の登録でAランクになっている業者の数となっております。

それから3点目、最低価格が複数いた場合の決定方法については、こちらのほうは当日、入札の段階で業者さんのほうには説明いたしますが、複数あった場合にはくじで引くと、まず決定するためのくじを引いていただいて、その後、くじ引きで決定するというような対応を取っているところでございます。

それから、最後になりますが、予定価格より大分下がったということで、こちらのほうも基本的に予定価格を見ていただきますと、そこから請負業者さんのご努力によって、これだけの1億8,000万弱安くなるという金額で入札してきていただいたという形になります。それ以前の工事、建築につきましては、いろいろと金額が出てきております。基本設計、それから実施設計やっていく中で、やはり金額、どういう形で全体の金額を抑えていくか、そういったところも踏まえていろいろと検討した中で、全体の工事費というものを省けるものは省き、やはりやらなければならないものはやるといった形で、設計を組んでいった結果の今回の工事費という形になっております。

事業費予算につきましても、一定程度留保財源という形で、全く設計額と同じ金額をびたつとという形にはいきませんので、一定程度の留保財源は確保した上での予算計上という形になっておりますので、ご理解をいた

できればと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

町のほうで入札参加資格が、ちょっと今、分からないということなんで、当然公告にも書いてありました。町の2次、3次、できることがあるのなら町の業者さん使ってくださいという文言も入っていますよね、逆に。ということは、逆に言えば、まずは浅川町に何者あるんだと、それから県で何者あるんだろうというのはオーソライズされていると思うんですが、今すぐ資料がないということで、その点はちょっと残念なんですけれども。

それから決定方法については、これは自治施行令で何条でしたか、167条かなんかで決まっている案件だと思うんですが、その辺のことは明記しなくともよかったのかなというふうな、ちょっと考えがあります。

それから、今、町長さんからも1億8,000万何がし安くなったんだから、それでよかったんだということなんです、私が言いたいのはそうじゃなくて、その時々で建築金額が16億かかるだとか20億かかるだとかという話の中でですよ、それで逆に言うと令和5年2月にもらった資料では、16億3,000万かかるんだということで明記されているんですね。では16億3,000万何がしかかることが、今回14億で予定価格したということは、何か大幅に中身を変えたんですかということなんです、私が言いたいのは、大幅に中身を変えたから、これだけの12億8,000何がしになったんだというのであれば話は分かるんですが、ほんの4か月前に頂いた資料では16億3,000万かかるんだということで、我々、それをよしとして、じゃお願いしますということで、みんな賛成でいったんだと思うんですが、じゃ16億3,000万から14億、その時点で2億ぐらい違う、なおかつ12億で、そこで3億ぐらい違う、3億4,100万ほど違うんだと、これ大幅に何か中身を変えたんでしょうかということをお聞きしたいんですよ。

だから安いから、これゼロでもいいんですよ、逆に1円でも。ああよかったねと、12億浮いたねということだと思うんですが、それでもオーケーですよ、最低価格つけていないということは、5円でも10円でも100円でもいいんだと。ただ12億8,900万になったのは、16億からなったということは、何か大幅に、何か設計仕様だとか、何かの設備仕様だとか、そういったところが何か大きく削られたんですか、それともここをこう変えたんですよというようなことがあるんでしょうかということをお尋ねしています。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

まず、町の業者の関係なんです、まず基本的に今回のランクづけでいいますと、Aランクに条件が合致する町内業者は1者でございます。そのほかBランク、JVではBランクも認めておりますので、Bランクに合致する業者は1者でございます。実質、その2者が今回の参加要件には該当してくる業者の数だという形になってございます。

それから金額ですが、大幅にその14億というお話を今、いたしておりますけれども、予定価格を見ていただきますと、税抜き価格は14億なんです、税込み価格ですと15億9,700万という形になっておりますので、全体の予算額16億3,000万という形になれば、それほど大幅な変更等があったのかという形にはならないかと考え

ておりますし、大幅な変更はしてございません。

あわせて、今回の場合ですと一括発注という形も取っておりますので、そういったところの諸経費、その部分も勘案しての予算措置という形になっておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） すみません、じゃ私、勘違いしている。今までの資料って、全部税込みですか。そういうことですか、税込みですか、なるほど、分かりました。

今までののが税込みだから、そうすると最低価格が16億近くだから、そんな変更はないんですよということだと。そうすると、それからすれば、それで12億8,000万云々の議論するのも変な話なんですけれども、そうすると14億で議論しなきゃならないということで、基本は14億でよろしいんですよ、そうすると。12億じゃなくて、そういうことですよ。何か話が税抜きで話していたのか、税込みで話していたのか、ちょっと分からなかったの、じゃ今までの資料は、全て税抜きじゃなくて税込みということでもよろしいんでしょうか、最終確認します。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

予算措置が必ず関わってきますので、全体の事業費としましては、必ず消費税込みの価格での内容となってきました。ただ、場合によっては直接工事費という形で、諸経費を含まない、例えばそれぞれの比較をするときなんかは、直接工事費のみで比較したりする場合がございますけれども、基本的に予算措置、そういったもの、事業費につきましては予算が絡んできますので、税込みの価格でないと予算措置の内容に合致しなくなってくるので、基本的に予算は消費税込みの金額という形になってございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「はい、分かりました」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第27号 浅川町立浅川中学校校舎新築工事請負契約についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第3回浅川町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前 9時41分